



税

還付を受ける確定申告は1月からできます。お早めに！

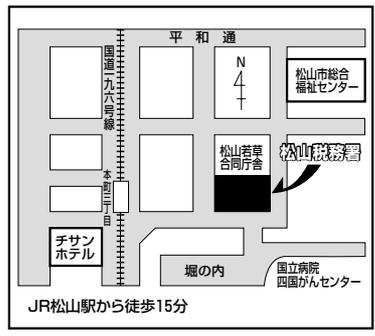
平成17年分の所得税の払戻しを受ける還付申告については、平成18年1月から松山税務署(松山市若草町4番地3松山若草合同庁舎)で受け付けています。還付申告は、早めに済ませると早く税金の還付が受けられます。

平成17年分の所得税は「老年者控除の廃止」「公的年金等控除額の減額」などの税法改正がありました。これにより、確定申告の件数が増加し、確定申告期間中(2月16日から3月15日まで)町役場での申告は例年以上に混雑することが予想されます。還付申告の方は、必要書類が整い次第早めに申告されることをおすすめします。

今年、例年「いよてつ高島屋・松山市役所」などで行っている四国税理士会松山支部による無料申告相談を平成17年分は、松前町役場でも行

うことになりました。せっかくの機会ですので、ぜひご利用ください。詳しくは、「所得税申告書作成相談のお知らせ」をご覧ください。

所得税・確定申告について
松山税務署
☎941-9121



1月の納税

町 県 民 税 第4期
国民健康保険税 第7期

口座振替日は
銀行・信金・郵便局 1月25日(水)
農 協 1月27日(金)

～税金で みんなの暮らしを あたたく～

所得税申告書作成相談のお知らせ(四国税理士会松山支部)

四国税理士会松山支部では、次のとおり所得税の確定申告の無料相談を行います。会場及び日程は松前町役場をはじめ左記のとおりとなっております。どの会場にお越しいただいても結構です。

(確定申告期間中は、混雑が予想されますので、ぜひご利用ください。)

出張相談所

日時 2月7日(火)～9日(木)
9時～17時(途中1時間昼休み)
場所 松前町役場2階大会議室
その他の会場及び日程

出張相談所

日時 1月31日(火)～2月3日(金) 9時～17時
場所 松山市役所 11階大会議室

申告相談センター

日時 1月24日(火)～26日(木) 10時～18時
場所 いよてつ高島屋 9階ロースホール

常設相談所

〈予約制 予約申込 ☎986-6555〉
※ 予約受付期間 1月23日(月)～2月14日(火)
日時 1月23日(月)～15日(水) 9時～17時
場所 松山市松前町1丁目6-8
愛媛県税理士会館

税理士事務所

〈予約制 予約申込 ☎986-6555〉
※ 予約受付期間 1月23日(月)～2月15日(水)
(土・日曜日・祝日除く、9時30分～16時30分)

日時 1月23日(月)～2月15日(水)
(土・日曜日・祝日除く、9時30分～16時30分)
場所 税理士会指定の税理士事務所

対象者

給与所得者・年金に係る雑所得者・住宅借入金等特別控除適用者は除く。なお、法人の代表者等とその法人に關与税理士がいる場合は対象外です。

申告に必要な書類

- 税務署から送付された申告書をお持ちの方はその「申告書」
- 所得の計算に必要な書類、給与所得・公的年金の源泉徴収票
- 医療費の領収書(領収書の集計はご自分で)
- 生命・損害保険料控除を受けられる方は「控除証明書」
- 国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受けられる方は、社会保険庁から送付された「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」又は「領収証書」
- その他の所得控除を受けられる方は控除額を証明するものなどの必要書類
- 印鑑(認印で可)、筆記用具、電卓など
- 還付金の預金口座(本人名義)の番号が分かるもの

問い合わせ

四国税理士会松山支部 ☎945-5761
☎921-6371